

○「子ども・若者の声」（令和7年9月1日～令和7年12月31日受付分）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	小学生 中学生 の 声	高校生 の 声	子ども・若者から寄せられた主な声	市の考え	関係部署
公園 ①	小学生		・バスケの練習をしたいのに、何処で練習できるの？	<p>・バスケットゴールは、市民の健康促進に寄与する施設であることから、過去には市内の公園に設置しておりました。しかしながら、不適切な利用によるバスケットゴールリングやネットの破損、早朝・夜間の利用によるバウンド音やプレイヤーの掛け声等の騒音問題が発生し、近隣にお住いの方々にご迷惑をかけることが多々ありました。そのため、公園の特性や施設の老朽化に応じてバスケットゴールの撤去を行ってきたところです。</p> <p>現在は、住宅地から離れた公園や運動公園に限定してバスケットゴールを設置しております。</p> <p>・大阪公立大学のキャンパスは、学校教育法第1条に規定される大学施設であるため、公園のような常時不特定多数の方が自由に利用できる遊戯設備（バスケットゴール等）は設置しておりません。ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	建設局
	小学生		・バスケットをしていますが、練習するところが外にありません。 大阪城に作って欲しいです。それか大阪公立大学の中とか公園とかバスケットはうるさいと言われるから広くて周りに迷惑かからないとこにゴールをいくつか作ってください		建設局 副首都推進局
	中学生		・コンクリートのバスケットコートが欲しい		建設局
			<p>・夏の屋外遊びが危険を感じる暑さなので大型サンシェードなどの設置が進めば嬉しい。身体を動かさせたいがデイトタイムは不可能で、生活リズムが崩れることを考えればずっと屋内にいることになってしまった。</p> <p>2歳と0歳の我が子がこれからも安心して屋外遊びできる場がほしい。</p> <p>・それに伴って支援センターやつどいの広場も夏だけは早い時間に開いて途中休みを挟んで夕方まで開いてる等できればいいのにと思っていた。</p>	<p>・本市の管理する公園において設置している日陰機能を有した施設には四阿（シェルター）とパーゴラがあります。本市ではそれらの施設についてそれぞれ設置基準を定めています。四阿については、遠方からの利用者が見込まれ、簡素な建屋によって雨除けができる場所が必要である公園に設置できることとしており、パーゴラについては幼児用遊具が設置され、付近で見守りが見込まれるなど、樹木以外で日陰を創出する必要があるエリアを含む公園において、原則1基を設置できることとしています。</p> <p>地域のニーズを把握しながら、四阿やパーゴラの必要性や適性規模を十分に勘案し、上記の設置基準を満たす公園への設置や既存施設の改修について検討してまいります。</p> <p>・本市では子育て支援センターやつどいの広場などの地域子育て支援拠点事業を実施しており、各施設の開設時間においては、実施事業者が地域のニーズに応じて定めております。ご意見をいただきました猛暑時期</p>	建設局 子ども青少年局

○「こども・若者の声」（令和7年9月1日～令和7年12月31日受付分）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	小学生 中学生 の声	高校生 の声	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え	関係部署
公園 ②			<p>・小学生の子供がいますが、特に夏場が暑すぎて公園で遊べず、体を動かして遊べる屋内の施設が増えればいいなと思います。（子供だけでも行けるような） 東住吉区には子育てプラザがありますが、区に一つでは足りません。 校区に一つあればいいなと感じています。 そして会館や公民館なども開放して欲しいと思います。</p>	<p>の開設時間のご要望につきましては、各事業者へ共有させていただきます。 また、こどもたちや親子で自由に遊べる場所として、各区に子ども・子育てプラザを設置しております。</p> <p>【会館について】 ・区役所附設会館は、各種の文化的社会的活動の場として利用できるコミュニティ施設であり、多くの方に利用いただいています。会館の窓口又はインターネットで申請のうえ、所定の利用料金等をお支払いいただくことで、誰でもご利用が可能です。なお、ご利用にあたりましては、会館ごとに施設利用にかかる遵守事項がございますので、ご確認をお願いします。</p> <p>【公民館について】 ・大阪市内には、社会教育法に定める「公民館」は設置されていません。市内には「〇〇公民館」という名称の施設もありますが、これらは法律上の公民館に該当するものではなく、名称として「公民館」を用いている施設です。一方で、大阪市内には地域集会施設（会館、憩の家などの名称）があります。これらは概ね小学校区単位で整備されており、会議室やホール等の貸出を行うほか、地域活動の場として、催しや会議等に利用されています。地域集会施設は、地域住民の皆さまにより自主的に運営されており、様々な地域活動の拠点となっています。ご利用方法や空き状況、手続き等の詳細については、所管の区役所へご確認ください。</p>	こども青少年局 市民局

○「子ども・若者の声」（令和7年9月1日～令和7年12月31日受付分）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	小学生 中学生 の声	高校生 の声	子ども・若者から寄せられた主な声	市の考え	関係部署
公園 ③			<p>4歳、2歳の母親です。</p> <p>・阿倍野区旭町近辺の公園は、禁煙区域にもかかわらずタバコを吸っている人や、怪しい人(叫んだり、謎の行動をしている人)、ハトに餌をやっている人が多くて迷惑しています。タバコやたくさんの鳩糞は子どもたちの体にも悪影響です。取り締まりを強化してほしいです。安心して遊ばせられる公園であって欲しいです。</p> <p>・また、子どもを遊ばせながらランチができるような場所が増えたら嬉しいです。キッズルームがある飲食店はまだまだ少ないと思います。</p>	<p>・路上喫煙に対する啓発・指導については、大阪市職員である路上喫煙防止指導員・補助員が市内各地を巡回し、条例違反を現認した場合には啓発・指導を行ったうえで過料1000円を徴収しています。令和6年4月より順次体制を強化してきておりますが、今後、更に人員を拡充してまいります。</p> <p>・また、周知の取組みとして、路上喫煙禁止区域であることを示す表示物の設置やポスターの掲示などを行ってまいりましたが、今後におきましても周知に注力いたします。</p> <p>・本市の管轄する公園においては、ハトやネコその他の動物（以下「ハト等」という。）へのエサやり自体は禁止しておりませんが、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」により、ハト等に対してエサを与えた後に、清掃を行うこと等を義務付けております。</p> <p>・公園内において、ハト等へエサを与えた後にエサやふん尿の清掃が行われない状況（身勝手なエサやり行為）が発生している場合は、啓発看板の設置による啓発を行うとともに、職員が現認した場合には指導等を行ってまいりますので、その公園を管轄する公園事務所にご連絡ください。</p>	環境局 健康局 建設局
			<p>・子供を公園に連れて行ってよく思うのですが 公園でハトにエサやっておっさんとおばはんなんかかなりませんか？ ハトが大量に居ると、幼児やとさすがにちょっと怖いと思いますし、すべり台やブランコ、アスレチック等の遊具にハトのフンがいっぱい着いてたりで不衛生なもの嫌です。</p> <p>ハトのフンの清掃、ハトが来ないようにする、 もとを辿ればエサをやる人をなんとかする。 これは本当になんとかしてほしいです。</p>	<p>・なお、本市が管理している公園の一部においては、市民ボランティアの方と行政が協働して、公園にいる飼い主のいない猫の匹数減少に取り組んでいく「公園猫適正管理推進サポーター制度」を実施している場合があります。</p> <p>・本制度に基づくサポーターの方には、繁殖防止の為に不妊去勢手術、適正な給餌（食べ終わるまでその場で見守り、食べ終わったあとはすみやかに後始末を行う）及び周辺清掃等の活動を行っていただいております。</p> <p>・また、本市健康局において、ハトカラス給餌に関する注意啓発用統一リーフレットを作成し、本市関係局へ情報提供しておりますので、公園以外の場所でのハト等へのエサやりに関しては、各区保健福祉センターへお問い合わせいただけますようお願いいたします。</p>	健康局 建設局

○「子ども・若者の声」（令和7年9月1日～令和7年12月31日受付分）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	小学生 中学生 の 声	高校生 の 声	子ども・若者から寄せられた主な声	市の考え	関係部署
公園 ④	小学生		<p>・公園でボール遊びがしたいけど、ボールが道路に出てしまって車や自転車、歩行者に当たって危ないと言われてよくボール遊びが禁止になります。</p> <p>ボール遊びができるように、公園にフェンスをつけて下さい。お願いします。</p>	<p>【公園でのボール遊びについて】</p> <p>・本市の公園においては、ボール遊び自体を一律禁止しているのではなく、公園利用者間の相互理解のもとで、他の利用者に危害の及ばない範囲のボール遊びについては可能としております。ただし、公園の形態や周囲の環境、ご利用される時間帯によっては、騒音等により周囲の方にご迷惑となることがございますので、周囲の方に配慮して公園をご利用いただけるよう、看板掲示等による利用マナーの啓発を行っております。</p> <p>・なお、公園の新設や再整備の際には、休憩、遊戯、運動などの多様なニーズに対応し、多くの皆様に利用していただけるよう、施設の整備を進めております。このうちボール遊び等ができる多目的広場については、一定規模以上の広さが公園内に確保できる場合において、周辺状況、利用ニーズ等を考慮し、設置を検討することとしております。</p> <p>【スケートボードパークについて】</p> <p>・本市の公園でのスケートボード利用については、他の公園利用者に危害を及ぼすおそれがあること、ベンチ・スロープ・階段や花壇などの公園の施設を損傷する可能性があることから、条例（※）の禁止事項に該当するため、禁止としています。</p> <p>・一方で、現在、大阪市内では長居公園内でスケートボード広場を長居公園の指定管理事業者の経費にて設置し、管理運営を行っております。</p> <p>・なお、スケートボードができる施設の整備につきましては、上記の「他の公園利用者に危害を及ぼすおそれ」や「施設の損傷への対応」に加え、「利用ルールやマナーなど施設の適切な運用」といった管理運営上の課題や、「利用者の安全確保」、「近隣への騒音の問題」があるため、建設局での整備は困難と考えております。</p> <p>（※）大阪市公園条例第3条第1項第1号 大阪市公園条例第3条第1項第9号☒</p>	建設局
			<p>・土曜の夕方16時ごろ公園でボール遊びをしていると「騒音の通報があった」とおまわりさんが来ました。</p> <p>その時間の公園の遊びの声や音は騒音扱いしないでほしいし、ボール遊びが自由にできる公園（クラブチームが予約して使うようなグラウンドだと結局自由にボール遊びができない）を増やしてほしい</p>		
			<p>・ボール使用禁止の公園が多過ぎてどこでボール遊びをさせれば良いのか分からない。</p> <p>・八幡屋公園のテニスコートですが、毎週土日におじ様達がテニスをしていて使用する事が出来ません。予約制ですか？子供とキャッチボールしたくてもいつ行ってもいるので遊べません。（もう5年ぐらい同じような状況）</p> <p>・八幡屋公園はとても広いのでスケボーパークを作って地域活性化に繋がりたい。</p>		
	小学生		<p>・野球やサッカーができる場所がないので子供がボール遊びや練習のできる場所が欲しい。外で遊ぶ場所がなく可哀想です。</p>		
	小学生		<p>・ボール遊びができる公園がほしい。</p> <p>近所の公園だとボール遊びをすると叱られる。</p>		
	中学生		<p>・ボールとかで遊べない</p>		

○「子ども・若者の声」（令和7年9月1日～令和7年12月31日受付分）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	小学生 中学生 の声	高校生 の声	子ども・若者から寄せられた主な声	市の考え	関係部署
公園 ⑤			<p>・子ども(3歳)とよく阿倍野区の桃が池公園を利用します。遊ぶ遊具や広さはとってもいいのに、トイレが汚過ぎます。汚過ぎて使いたくないので、長時間公園で遊べずとても残念です。どうかしてほしいです。</p>	<p>・この度は不快な思いをさせてしまい、誠に申し訳ございません。 公園のトイレにつきましては、日頃より清掃を実施しておりますが、ご指摘を受け、改めて丁寧な清掃を行うと共に、利用者へのマナー啓発など、できる限りの改善に努めてまいります。</p>	建設局
			<p>・城東区の左専道公園と、東成区の深江公園のトイレをもっと綺麗にしてほしい。死角があり子供が利用するには不安がある。安心安全で利用しやすいデザインにしてほしいです。</p>	<p>・公園のトイレは、不特定多数の方が24時間ご利用いただけることから、いたずらなどによる不適切利用等の懸念があります。そのため、防犯面から、出入口には見通しや開放性を一定確保しているところです。 ・トイレの改修を行うには、給排水等の設備配管の交換やトイレブースの割付の変更など大規模な改修が必要となり、多額の費用を要します。そのため、必要性や状況等を十分に精査した上で効率的・効果的に行う必要があると考えており、現在は、遠方からも多くの利用者が見込まれる大規模な公園のトイレにおいて、改修を優先的に進めています。</p>	建設局
	小学生		<p>小2です。 ・公園がいつもぎゅうぎゅうです。タバコを吸っているいる人もいてイヤです。 トイレも汚くて男女一緒なので使いにくいです。公園を増やしたりトイレを新しくして禁煙対策をしてください。</p>	<p>・路上喫煙に対する啓発・指導については、大阪市職員である路上喫煙防止指導員・補助員が市内各地を巡回し、条例違反を現認した場合には啓発・指導を行ったうえで過料1000円を徴収しています。令和6年4月より順次体制を強化してきておりますが、今後、更に人員を拡充してまいります。 ・また、周知の取組みとして、路上喫煙禁止区域であることを示す表示物の設置やポスターの掲示などを行ってまいりましたが、今後におきましても周知に注力いたします。</p>	建設局 環境局

○「子ども・若者の声」（令和7年9月1日～令和7年12月31日受付分）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	小学生 中学生 の 声	高校生 の 声	子ども・若者から寄せられた主な声	市の考え	関係部署
			<ul style="list-style-type: none"> ・タバコや飲食後のゴミが多く遊びにくい ゴミ箱があってもゴミ箱に捨てない。 	<p>本市では公園内で出たごみにつきましては、公園利用者の方が自ら持ち帰っていただくということを基本としており、各公園のご要望や周辺環境に応じて啓発看板等の設置や巡回時に職員が注意指導を行うなど利用マナーの啓発に努めております。</p>	建設局
	小学生		<ul style="list-style-type: none"> ・公園でタバコを吸う人がいて臭い！あとゴミが大阪市は多い！ 	<ul style="list-style-type: none"> ・路上喫煙に対する啓発・指導については、大阪市職員である路上喫煙防止指導員・補助員が市内各地を巡回し、条例違反を現認した場合には啓発・指導を行ったうえで過料1000円を徴収しています。令和6年4月より順次体制を強化してきておりますが、今後、更に人員を拡充してまいります。 ・また、周知の取組みとして、路上喫煙禁止区域であることを示す表示物の設置やポスターの掲示などを行ってまいりましたが、今後におきましても周知に注力いたします。 	環境局 建設局
	小学生		<ul style="list-style-type: none"> ・公園でタバコをすう人がいっぱいいます。すいがらもいっぱい落ちています。公園は遊ぶところなのに、いつも大人はタバコをすいにきて、くさくなるしいやです。どうして子どもが来るところで、タバコをすえるんですか？公園ではすえないようにしてほしいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市では、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保するとともに、国際観光都市にふさわしい環境美化を推進することを目的として路上喫煙の防止に取り組んでおり、令和7年1月27日より大阪市内全域で路上喫煙を禁止としています。その対象は本市が管理する「道路・広場・公園その他公共の場所」等としています。 ・路上喫煙に対する啓発・指導については、大阪市職員である路上喫煙防止指導員・補助員が市内各地を巡回し、条例違反を現認した場合には啓発・指導を行ったうえで過料1000円を徴収しています。令和6年4月より順次体制を強化してきておりますが、今後、更に人員を拡充してまいります。 ・また、周知の取組みとして、路上喫煙禁止区域であることを示す表示物の設置やポスターの掲示などを行ってまいりましたが、今後におきましても周知に注力いたします。 	環境局 建設局
	中学生		<ul style="list-style-type: none"> ・おやま公園と言われる生野幼児園横の公園で、ポイポイと食べていたお菓子のゴミを捨てている子がいます。あまりに多く、注意しにくくて。やっても、「やっていない」とウソをつく子も多いです。証拠がなければ言い逃れします。監視カメラなど置くかポイ捨てには罰金など、何かいい案はないですか？ 	<p>本市では公園内で出たごみにつきましては、公園利用者の方が自ら持ち帰っていただくということを基本としており、各公園のご要望や周辺環境に応じて啓発看板等の設置や巡回時に職員が注意指導を行うなど利用マナーの啓発に努めております。</p> <p>また、公園内には、公園利用者の利便性向上のほか、公園利用者や近隣住民への迷惑行為、公園施設の破壊行為等、公園管理上の課題に対して適切に対応すること、併せて住民に大きな不安を与える犯罪の抑止に取り組み、不安感を払拭することを目的に「防犯カメラ付自動販売機」を設置しております。</p>	建設局

○「こども・若者の声」（令和7年9月1日～令和7年12月31日受付分）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	小学生 中学生 の声	高校生 の声	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え	関係部署
			<p>・公園の滑り台とブランコの周りにタバコの吸い殻がたくさん散らばっていて、安心して乳幼児を遊ばせられない。（特に東三国東公園）</p> <p>路上喫煙禁止の啓発活動を特に赤ちゃんや小さい子どもが遊ぶ公園等でしてほしい。</p>	<p>・路上喫煙に対する啓発・指導については、大阪市職員である路上喫煙防止指導員・補助員が市内各地を巡回し、条例違反を現認した場合には啓発・指導を行ったうえで過料1000円を徴収しています。令和6年4月より順次体制を強化してきておりますが、今後、更に人員を拡充してまいります。</p> <p>・また、周知の取組みとして、路上喫煙禁止区域であることを示す表示物の設置やポスターの掲示などを行ってまいりましたが、今後におきましても周知に注力いたします。</p>	建設局 環境局
			<p>・都島区には、子供が安全に遊べる中規模の綺麗な公園がありません。隣の市の守口市のように、エリア毎に新たに整備された公園があると、子供を遊びに行かせやすいです。</p>	<p>・大阪市は、もともと自然の緑に恵まれず、また古くから都市化が高密度に進んだため、緑やオープンスペースが少ない都市です。そのため、都市の貴重なスペースを確保し、市域全域の中で地域による配置の偏りがなるべく生じないように配慮しながら、都市公園の整備を進めてまいりました。</p> <p>・都島区におきましては、現時点で新たな公園を整備する計画はございませんが、今後も都市公園の配置状況等を踏まえながら、子どもを含めだれもが安全・安心に利用できる場として、多様化するニーズに対応する都市公園の整備（リニューアル等）を進めてまいります。</p>	建設局
公園 ⑥			<p>・なんしか、大阪の町をもっと綺麗にして欲しい！</p> <p>梅田の開発よりも、もっと、庶民が暮らしやすく、新しいようないぶきを感じる、ワクワクする町に！</p> <p>公園も、ゴミ箱がなくなって、子供が、お菓子のパッケージを捨てていく、大人がタバコをポイ捨てる！私は拾い集めますが、綺麗なところでこのような行為は少なくなるのでは？？</p> <p>もっとモラルを持って欲しいなあ</p>	<p>・本市では、道路の維持管理業務の一環として、本市が管理する主要幹線道路などを中心に車両通行の少ない深夜帯に、民間委託により路面清掃車による車道清掃を実施するとともに、主要幹線道路などの歩道側植樹帯・分離帯等の除草・清掃作業を実施しています。</p> <p>・また、住宅や建物の周囲にある生活道路の清掃については、市民や事業者による門前清掃の協力を求めています。市民や事業者の協力が得られにくく、空き缶や紙くずなどの散乱ごみが目立つ場所は、環境事業センターが随時巡回パトロールと清掃を行っているところです。</p> <p>・公園内で出たごみについては、公園利用者の方が自ら持ち帰っていただくということを基本としており、各公園のご要望や周辺環境に応じて啓発看板等の設置や巡回時に職員が注意指導を行うなど利用マナーの啓発に努めております。</p> <p>なお、地域からの強いご要望により、ごみ箱を設置する場合につきましても、周辺からのごみが多数持ち込まれるおそれがあることから、最小限の設置数としております。</p>	環境局 建設局

○「子ども・若者の声」（令和7年9月1日～令和7年12月31日受付分）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	小学生 中学生 の声	高校生 の声	子ども・若者から寄せられた主な声	市の考え	関係部署
			<p>・公園や歩道上など、路上喫煙が多くて困っています。取り締まりの強化や喫煙所の充実をお願いします。</p>	<p>・路上喫煙に対する啓発・指導については、大阪市職員である路上喫煙防止指導員・補助員が市内各地を巡回し、条例違反を現認した場合には啓発・指導を行ったうえで過料1000円を徴収しています。令和6年4月より順次体制を強化してきておりますが、今後、更に人員を拡充してまいります。</p> <p>・また、喫煙所をさらに多く設置して欲しいとのご意見が多く寄せられていることから、路上喫煙の実態把握・検証を、乗降客数の多い鉄道駅を含む、人流が多いエリアを中心に進め、令和7年12月25日に「路上喫煙対策の実効性の向上に向けた実態把握・検証について～最終とりまとめ～」として公表しました。そのなかで「対策の優先度が高いエリア」として選定した63エリアの具体的な対策について、新たな指定喫煙所の確保といった分煙環境のさらなる充実を図ったうえで、エリアの状況に応じた啓発指導体制の強化を行うことといたしました。</p> <p>・今後もこのような取組みを進めてまいります。</p>	<p>環境局</p>
			<p>・たくさんの外国人が公園におり犯罪が心配で子どもを遊ばせにくい。公園で鳩に餌やりをしている人がおり、遊具に鳩の糞が付いている。公園でタバコを吸い、ポイ捨てる人が多い。公園に吸殻が大量に落ちており小さな子どもが誤飲する可能性が高く危険に感じている。</p> <p>・そもそも路上喫煙禁止であるにも関わらず、路上喫煙をしている人が多すぎて安心して外を歩けない。歩いているだけで受動喫煙の害を受ける。他人を病気に罹らせる路上喫煙をもっと厳しく取り締まるべき。</p>	<p>・路上喫煙に対する啓発・指導については、大阪市職員である路上喫煙防止指導員・補助員が市内各地を巡回し、条例違反を現認した場合には啓発・指導を行ったうえで過料1000円を徴収しています。令和6年4月より順次体制を強化してきておりますが、今後、更に人員を拡充してまいります。</p> <p>・本市の管轄する公園においては、ハトやネコその他の動物（以下「ハト等」という。）へのエサやり自体は禁止しておりませんが、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」により、ハト等に対してエサを与えた後に、清掃を行うこと等を義務付けております。</p> <p>・公園内において、ハト等へエサを与えた後にエサやふん尿の清掃が行われない状況（身勝手なエサやり行為）が発生している場合は、啓発看板の設置による啓発を行うとともに、職員が現認した場合には指導等を行ってまいりますので、その公園を管轄する公園事務所にご連絡ください。</p> <p>・なお、本市が管理している公園の一部においては、市民ボランティアの方と行政が協働して、公園にいる飼い主のいない猫の匹数減少に取り組んでいく「公園猫適正管理推進サポーター制度」を実施している場合があります。</p>	<p>環境局 健康局 建設局</p>

○「こども・若者の声」（令和7年9月1日～令和7年12月31日受付分）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	小学生 中学生 の声	高校生 の声	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え	関係部署
				<p>・本制度に基づくサポーターの方には、繁殖防止の為の不妊去勢手術、適正な給餌（食べ終わるまでその場で見守り、食べ終わったあとはすみやかに後始末を行う）及び周辺清掃等の活動を行っていただいております。</p> <p>・また、本市健康局において、ハトカラス給餌に関する注意啓発用統一リーフレットを作成し、本市関係局へ情報提供しておりますので、公園以外の場所でのハト等へのエサやりに関しては、各区保健福祉センターへお問い合わせいただきますようお願いいたします。</p>	
			<p>・路上喫煙の禁止が条例に定められ、市としても強い発信力で進めていることがとても見えて、素晴らしいと感じています。</p> <p>ただ、公園については、まだまだ昼休み休憩の会社員の人や、他の時間帯でも一休み中の子供が遊んでいる近くにあるベンチで平気に喫煙しており、公園内の至る所に吸い殻が捨ててあります。</p> <p>受動喫煙の問題はもちろんのこと、幼児や小さい子どもにとっては砂を触ったりして遊ぶ延長で吸い殻を触ってしまう危険性もあります。</p> <p>もう少し、公園での喫煙についても、効果的で積極的な情報発信と啓発をお願いします。もう一歩踏み込んで、隣接する駐輪場を管理する指定管理者の業務の一環とする契約にして、呼びかけや見回りなどもしてもらえるような仕組みづくりもしていただきたいです。</p>	<p>・市民や来阪された方々への周知の取組みとして、条例施行前より公園と連携し、路上喫煙禁止区域であることを示す表示物の設置やポスターの掲示などを行ってまいりましたが、今後におきましても公園と連携して周知に注力いたします。</p> <p>・また、路上喫煙に対する啓発・指導については、大阪市職員である路上喫煙防止指導員・補助員が市内各地を巡回し、条例違反を現認した場合には啓発・指導を行ったうえで過料1000円を徴収しています。令和6年4月より順次体制を強化してきておりますが、今後、更に人員を拡充してまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p>	環境局 建設局
公園 ⑦			<p>・自転車が歩道を走って歩行者が避けることが多くマナー悪い人が多すぎる</p>	<p>・本市では、自転車マナーやルールの啓発につきまして、安全な通行への取組みとして、道路交通において弱い立場にある歩行者の安全を確保する「人優先」の交通安全思想の下、「第11次大阪市交通安全計画」を策定し、交通安全策の推進に取り組んでおります。</p> <p>・自転車のマナーについては、「自転車安全利用五則」において示されている「車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先」に則り、大阪府警察、大阪府及び区役所等と連携して、自転車利用者が守るべき基本的な交通ルールについて啓発を行っています。</p> <p>・今後とも引き続き、効果的な自転車の安全対策について検討し、交通安全ルールの遵守や自転車の危険走行の防止など、大阪府警察や大阪府及び区役所等と連携の上、啓発活動を推進してまいります。</p>	市民局

○「子ども・若者の声」（令和7年9月1日～令和7年12月31日受付分）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	小学生 中学生 の声	高校生 の声	子ども・若者から寄せられた主な声	市の考え	関係部署
公園 ⑧			<p>・子供達がのびのびと遊べる公園が少ない。もっと増やして欲しい。</p> <p>・木もどンドン伐採されていて、今年の春に市営住宅に咲いていた綺麗で立派な桜の木が伐採され悲しかった。緑を増やしてほしい。自然豊かな住吉区にしてほしい、虫取りがそこら辺でできる、昔の街に戻して欲しい。</p>	<p>・大阪は、もともと自然の緑に恵まれず、また古くから都市化が高密度に進んだため、緑やオープンスペースが少ない都市です。そのため、都市の貴重なスペースを確保し、市域全域の中で地域による配置の偏りがなるべく生じないように配慮しながら、都市公園の整備を進めてまいりました。</p> <p>・こうしたことから、今後も、新たな公園整備等による大幅な量的拡充は難しい状況にあるため、引き続き、都市公園の配置状況等を踏まえながら、子どもを含めだれでもが安全・安心に利用できる場として、多様化するニーズに対応した都市公園の整備（リニューアル等）を進めてまいります。</p> <p>・また、日常生活において身近なみどりである街路樹や公園樹につきましては、目標樹形・樹高を設定し、計画的な維持管理を行うことで、1本1本の樹木の樹形や樹冠を適切に形成するなど、多様化するニーズを踏まえた健全で快適なみどりの保全と機能向上を推進してまいります。</p>	建設局
			<p>・阪南公園の木がなくなって、とても寂しいです。夏は暑くてたまりません。小さな植木が植わっていますが、大きくなっていきますか？</p>	<p>・公園の樹木につきましては、成長した根が古い石積擁壁を押し出し、倒壊の危険があったため、安全確保の観点から改修工事を行い、やむを得ず撤去いたしました。</p> <p>・工事の際、植えた低木は大きく成長しませんが、植栽されている高さ4mほどの樹木については、今後しっかりと成長し、日陰をつくれるようになる見込みです。</p> <p>・成長の様子を見守りながら、適切に維持管理を進めてまいります。</p>	

○「子ども・若者の声」（令和7年9月1日～令和7年12月31日受付分）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	小学生 中学生 の声	高校生 の声	子ども・若者から寄せられた主な声	市の考え	関係部署
			<p>・公園の遊具がどこも古いので、リニューアルして欲しいです。 大阪府の市外はリニューアルされている綺麗な公園が多く、足を運んで行きます。</p> <p>・また、夏の猛暑が酷く、長い時間、水遊び施設が充実されると本当に助かります。 堺市など結構すごいです。</p> <p>韮公園などは広いですが、水遊びできたらいいなと思います。水遊び禁止の噴水エリアで夏場はテントを張って水遊びさせているファミリーもたくさんいます。</p>	<p>【公園の利用について】</p> <p>・本市の公園においては、ボール遊び自体を一律禁止しているのではなく、公園利用者間の相互理解のもとで、他の利用者に危害の及ばない範囲のボール遊びについては可能としております。ただし、公園の形態や周囲の環境、ご利用される時間帯によっては、騒音等により周囲の方にご迷惑となることがございますので、周囲の方に配慮して公園をご利用いただけるよう、看板掲示等による利用マナーの啓発を行っております。スケートボード利用については、他の公園利用者に危害を及ぼすおそれがあること、ベンチ・スロープ・階段や花壇などの公園の施設を損傷する可能性があることから、条例（※）の禁止事項に該当するため、禁止としています。</p> <p>（※）大阪市公園条例第3条第1項第1号 大阪市公園条例第3条第1項第9号</p>	
公園 ⑨			<p>・公園に遊具を増やしてほしい。「公園」とは名ばかりの何も無い空き地が多い。昔に遊具が撤去されたきりそのまま。しかも「ボール遊び、スケートボード禁止」の看板。子供たちが仕方なく地べたに座りゲームをしているのを見るとかわいそうに思う。</p>	<p>【公園の遊具について】</p> <p>・公園遊具の設置については、周辺地域の年齢構成、遊び場の分布及び利用状況等の地域ニーズといった地域特性を踏まえ、利用者が安全にご利用いただくための設置スペースの確保や、効率的かつ効果的な維持管理等について検討を行いながら、種類や規模を選定し、設置しております。</p> <p>・今後、公園のリニューアルの機会や遊具の老朽化に伴う遊具更新の際には、公園利用者のニーズの把握に努め、様々な遊びが楽しめる魅力的な遊具の整備について検討してまいります。</p>	建設局
			<p>・阿倍野区にある公園に、しっかりとした遊具を設置して欲しい！例えば住之江公園みたいな。 阿倍野区の公園にある遊具がショボすぎて、体力向上に繋がらない</p>	<p>【公園での水遊びについて】</p> <p>・本市の都市公園における水景施設について、景観の観点から効果を有する有効な施設であることなどから、これまで社会状況や住民ニーズ等を踏まえ整備を行ってきましたが、平成23年に発生した東日本大震災による電力不足を背景とした節電対策の一環として、すべての水景施設を停止しました。</p> <p>・平成30年度には今日的観点から必要性、費用の妥当性などを考慮し、各公園の水景施設を存続すべきか機能転換すべきかを整理するための基本的な考え方を有識者へ意見徴収を行い、集客に寄与する施設や水質浄化の必要な</p>	

○「こども・若者の声」(令和7年9月1日～令和7年12月31日受付分)のとりまとめ状況(公園に関すること)

カテゴリー	小学生 中学生 の声	高校生 の声	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え	関係部署
			<p>・大阪の北摂の方には、遊具がたくさんある無料の広い公園がいくつかあるが、西淀川区の近くにはあまりないのが残念。 毎週末こどもと何をして過ごすのか考えるのが大変なので、近くに遊具がたくさんある公園がほしい。</p>	<p>施設など、効果や必要性の高い一部の施設に限定し稼働を行い、その他の施設については、厳しい財政状況が続く中、老朽化に伴う設備等の更新費や運転費等維持管理費が必要となることから、機能転換を行うこととしました。 ・しかしながら、ご意見にありましており、涼感が得られる都心の貴重な親水空間であることを鑑みて、周囲の環境に及ぼす諸問題(害虫、機械騒音等)、施設の安全性(構造物の健全性、水質)、節電・節水、日常管理等の課題を踏まえ、当面の連続運転再開は困難ながらも運用のあり方について検討を進めてまいりたいと考えております。</p>	
公園 ⑩			<p>【要望：公園の利用に関するもの】 ・ネコ、鳩へのエサやり防止策の実施 子供を遊ばせる時にフンが多くて困ってます。 エサを与えてる人がいる為、ネコ、鳩が集まってくると思います。 方法：エサを与える事による悪影響を記載した看板の設置増加 文字だけではなく、イラストを用いた内容の看板をすぐに見える箇所へ複数設置 効果：子育て世帯への配慮 風評向上による転入世帯の増加</p>	<p>・本市の管轄する公園においては、ハトやネコその他の動物(以下「ハト等」という。)へのエサやり自体は禁止しておりませんが、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」により、ハト等に対してエサを与えた後に、清掃を行うこと等を義務付けております。 ・公園内において、ハト等へエサを与えた後にエサやふん尿の清掃が行われない状況(身勝手なエサやり行為)が発生している場合は、啓発看板の設置による啓発を行うとともに、職員が現認した場合には指導等を行ってまいりますので、その公園を管轄する公園事務所にご連絡ください。 ・なお、本市が管理している公園の一部においては、市民ボランティアの方と行政が協働して、公園にいる飼い主のいない猫の匹数減少に取り組んでいく「公園猫適正管理推進サポーター制度」を実施している場合があります。 ・本制度に基づくサポーターの方には、繁殖防止の為の不妊去勢手術、適正な給餌(食べ終わるまでその場で見守り、食べ終わったあとはすみやかに後始末を行う)及び周辺清掃等の活動を行っていただいております。 ・また、本市健康局において、ハトカラス給餌に関する注意啓発用統一リーフレットを作成し、本市関係局へ情報提供しておりますので、公園以外の場所でのハト等へのエサやりに関しては、各区保健福祉センターへお問い合わせいただけますようお願いいたします。 ・大阪市では、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保するとともに、国際観光都市にふさわしい環境美化を推進することを目的として路上喫</p>	健康局 環境局 建設局

○「こども・若者の声」（令和7年9月1日～令和7年12月31日受付分）のとりまとめ状況（公園に関すること）

カテゴリー	小学生 中学生 の声	高校生 の声	こども・若者から寄せられた主な声	市の考え	関係部署
			<ul style="list-style-type: none"> ・タバコのポイ捨て防止策の実施 ・夜間の公園に屯する若者、外国人の防止、治安悪化防止 ・長居公園への大型遊具施設の設置 区外から電車、車利用家族の誘致に繋がる 	<p>煙の防止に取り組んでおり、令和7年1月27日より大阪市内全域で路上喫煙を禁止としています。その対象は本市が管理する「道路・広場・公園その他公共の場所」等としています。</p> <p>・路上喫煙に対する啓発・指導については、大阪市職員である路上喫煙防止指導員・補助員が市内各地を巡回し、条例違反を現認した場合には啓発・指導を行ったうえで過料1000円を徴収しています。令和6年4月より順次体制を強化してきておりますが、今後、更に人員を拡充してまいります。また、周知の取組みとして、路上喫煙禁止区域であることを示す表示物の設置やポスターの掲示などを行ってまいりましたが、今後におきましても周知に注力いたします。</p> <p>・本市の公園においては、公園の形態や周囲の環境により公園をご利用される時間帯等によっては、声や音などで、周囲の方のご迷惑となることがございますので、周囲の方に配慮して公園をご利用いただけるよう、看板掲示等による利用マナーの啓発を行っております。</p> <p>・公園遊具の設置については、周辺地域の年齢構成、遊び場の分布及び利用状況等の地域ニーズといった地域特性を踏まえたうえで、利用者が安全にご利用いただくための設置スペースの確保や、効率的かつ効果的な維持管理等について検討を行いながら、種類や規模を選定し、設置しております。</p> <p>・今後、公園のリニューアルの機会や遊具の老朽化に伴う遊具更新の際には、公園利用者のニーズの把握に努め、様々な遊びが楽しめる魅力的な遊具の整備について検討してまいります。</p>	
公園 ⑪			<p>・海老江東コミュニティセンター横の、海老江上一児童遊園という公園について。 いつもボランティアの方々がお掃除をしてくれているので、常にキレイで、たくさんの子供達が毎日利用しています。</p> <p>今現在、小さい子供用のブランコが使用不可になっています。恐らく座面の破損が原因ですが、1、2年前にシーソーや鉄棒も撤去されてしまったのでこのブランコがこのままずっと使えないのはとても寂しいです。ぜひ修理して、また使えるようにしていただきたいです。</p> <p>もし、予算の問題等があるのであれば募金など募ってみても良いかもしれません。</p> <p>このブランコを利用再開を望んでいる子供やその親がたくさんいるのである程度は集まるかと思えます。</p>	<p>・海老江東地域に設置されている「上一児童遊園」は、未利用地に設置された児童の遊び場で、地域住民で組織された団体等が管理する児童遊園となっておりますことから、本市におきましてはご提案いただいた内容につきまして回答いたしかねます。</p>	福島区